

令和7年度 第2回静岡県消費者教育推進県域協議会 議事録

(県民生活課 小澤課長代理)

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

開会に先立ちまして事務局からお願いがございます。

リモートで御参加いただいている方もいらっしゃいますので、会議中に発言される際は、最初にお名前を言っていただきますようお願いいたします。

本日の出席者につきましては、お手元に配付した出席者名簿のとおりです。会場に11名参加の予定ですが、遅れる方もいらっしゃいます。リモートでは8人が参加いただいております。

リモートで御参加いただいている皆様におかれましては、発言されているとき以外はマイクをオフの状態にし、発言されるときのみオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、令和7年度第2回静岡県消費者教育推進県域協議会を開催いたします。

出席者名簿に○新のマークがある方は、新任者として本協議会に御参加いただく皆様です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここからは靄岡座長に進行をお願いしたいと思います。靄岡座長よろしくお願い申し上げます。

(弁護士会 靄岡座長)

皆様おはようございます。本協議会の座長を拝命しております、静岡県弁護士会の靄岡と申します。よろしくお願い申し上げます。

先ほども御紹介がありまして、議事に先立ちまして、外部から構成員として新たに御参加いただく方々に御挨拶をいたしたいと思います。まずは静岡県生活協同組合連合会 常務理事の清水常務理事様、一言御挨拶いただけますでしょうか。お願いいたします。

(生活協同組合連合会 清水常務理事)

皆様こんにちは。静岡県生活協同組合連合会の清水久美子と申します。

今回から中村に代わりまして、参加させていただくことになりました。生活協同組合は、組合員と双方向のやりとりができるということで、こういう消費者教育においても、できることがたくさんあるのではないかと考えております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

(弁護士会 靄岡座長)

はい。続きまして、日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 大川会長様、御挨拶をお願いいたします。

(日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 大川会長)

改めましてこんにちは。公益社団法人 日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会、本年度会長の大川皓平と申します。今回より参加をさせていただきます。

青年会議所は20歳から40歳までの主に経営者が在籍している団体でございます。

今後ともよろしくお願いいたします。

(弁護士会 鷺岡座長)

清水さん、大川さん、これからも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入っていきたいと思います。本日の議題はあらかじめお伝えしておおり、「第2次静岡県消費者基本計画の策定について」となります。

事務局からの説明の後に、構成員の皆様には様々な御意見をいただきたいと思いたすので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

(県民生活課 林主任)

それでは資料を共有させていただきます。

第2次静岡県消費者基本計画の計画案について説明をいたします。

資料1-1を御覧ください。こちらが第2次計画の概要を表わしたものととなります。

「2 計画の基本理念」は、現行計画と変わらず、消費者の権利の尊重と、消費者の自立支援を基本といたしまして、県民の消費生活の安定及び向上に関する、総合的な施策を計画的に推進することとしております。

「3 計画の目指す姿」につきましては、「持続可能な未来に向けた安全安心で豊かな消費生活の実現及びウェルビーイングの向上」を掲げております。「ウェルビーイング」とは、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方になります。「豊かな消費生活」の「豊かさ」には、2つの意味合いがあり、1つは県民が消費者被害に遭わないよう、生命・財産を守るという物質的、経済的な意味での豊かさ、もう1つは、自発的に人や社会・環境に配慮した消費行動をとり、そのことによって、自分の心が豊かになる、という精神的な意味での豊かさの2つになります。豊かな消費生活の実現は、ウェルビーイングの向上につながるものであると言えます。

また、こちらの計画は静岡県総合計画の分野別計画となりますが、総合計画の方でもウェルビーイングの向上を強く掲げていることから、下位の計画でありますこちらにつきましても、ウェルビーイングの向上について目指す姿に含めたところでございます。

また、SDGsの達成のためには、消費生活に関わるすべての人、消費者、事業者、行政機関が協力しながら、積極的に行動し、安全・安心で心豊かな消費生活を共に作り上げていく必要があります。消費者、事業者、行政機関の「共創」により、安全・安心という土台をしっかりと築いた上で、未来に向けた豊かな消費生活の実現に引き続き取り組んでまいります。

「4 計画の位置づけ」は、法律、条例等の根拠であります。

「5 計画の期間」は、今年度からの4年間、令和10年度までとなります。

「6 消費者を取り巻く状況」は、現行計画策定時からまた様々に変化をしております。

デジタル技術の飛躍により、生活が便利になる一方で、消費者トラブルはこれまで以上に高度化・複雑化・多様化しており、対応が必要となっております。また、悪質事業者の手口も多様化・複雑化し、消費者被害が後を絶たない状況にあることから、引き続き、早期の事業者指導が必要となっております。

高齢化につきましては、今後さらに進行していき、配慮を要する消費者が拡大していることから、地域における見守り体制の構築の重要性が、これまで以上に、より一層増していると言えます。

また、投資に対する人々の意識が高まる一方で、インターネット広告やSNSをきっかけとした投資関連トラブルも増加しています。

さらに、先日、本県でも大きな竜巻の被害がございましたが、自然災害が頻発する中で、災害時等の非常時に多い消費者トラブルに関する知識であったり、災害等に備えた消費行動を身につける必要もございます。

第2次計画でも現行計画と同様の4つの大柱を設定いたしまして、施策を展開してまいります。大柱1は「自ら学び自立し行動する消費者の育成」、大柱2は「消費者被害の防止と救済」、大柱3は「商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化」、大柱4が「消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化」となります。

なお、大柱の下に位置づけられております、中柱、小柱につきましては、皆様から御意見をいただき、協議を重ねまして、第1回の協議会でお示ししたもののから、表現を変更した部分がありますので、お含み置ください。

主な施策の内容について、各柱の四角の中に記載してございますが、この中で本日、皆様から御意見を伺うのは、「消費者教育推進計画」の該当部分であります大柱1の部分になります。大柱2から4につきましては、原則として消費者教育以外の部分となりますので、本日は省略いたします。

それでは、続きまして、計画案について説明してまいります。資料1-2「第2次静岡県消費者基本計画」と表紙に記載のある資料、こちらが計画の本冊になります。

数字が2段書かれていますが、下の方の数字で、28ページを御覧いただきたいと思います。こちらの表に、施策の大柱と中柱、小柱を記載しております。大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」では、前回の協議会でも御説明いたしましたとおり、中柱1が持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成、中柱2がライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進、中柱3が消費者教育の担い手の資質向上、中柱4が社会の変化に応じた消費者教育の4つとなっております。中柱の中に、さらに小柱を設定しておりますが、大柱4中柱2「消費者教育・啓発における連携の強化」にも、消費者教育に関連する部分が若干ございます。

施策や取組の成果や進捗状況をはかるため、全体の「成果指標」を1本、柱ごとに活動指標を2本ずつ設定しております。成果指標といたしましては、市町を含む県内の「人口10万人あたりの消費者被害件数」を設定いたしました。こちらは、相談を受けた際に既に消費者が事業者と契約をしていた相談の件数を、人口10万人あたりに換算した件数となっております。

消費者トラブルが複雑化・多様化する中では、契約後の相談では被害の回復が困難なものがございます。これまで契約後に相談をしていたものを、契約前に「あれ？」と思った時点で相談していただければ、消費者被害の件数は減少します。そのため、消費者教育や啓発の効果があり、相談窓口が適切に機能していることを測ることができます。

目標値につきましては、過去5年間の平均件数を設定しました。消費者トラブルが複雑化・多様化する中では、相談も増加していくことから、被害件数を大きく減らすということは困難ではありますが、増加傾向にある中で、過去の平均程度まで落としていくことを目標としております。

31 ページからが、施策について具体的に記載している部分となります。

大柱1につきましては、2つの活動指標を設定しております。1つ目は、高校生消費者教育出前講座を除いた消費者教育出前講座の実施回数であり、基準値となる2024年の回数と同等程度の毎年度150回を目指します。2つ目は、県民生活課で行う教員向け消費者教育実践講座受講者数であり、基準値となる2024年は24人のところ、目標といたしましては毎年度30人の受講を目指します。

本県の財政の悪化や、次年度以降、消費者庁の交付金の補助率が下がる見込みであることから、現在以上に、予算の確保が非常に難しくなっている状況でございます。このような中におきまして、学校におきましては、学習指導要領に消費者教育が記載されていることを踏まえまして、出前講座の実施先の重点を、高校生から高齢者や企業等にシフトしていきます。しかし、学校における消費者教育が重要であるということはこれからも変わりはないため、学校での消費者教育を助けるために、教員向けの研修に力を入れることで、学校における消費者教育の推進につなげてまいります。

教員向けの研修につきましては、座学だけではなく、授業に取り入れやすい実践的な内容を取り扱ったり、一方的に聞く講義形式だけではなく、意見交換やワークショップ等を行うことで、実際に授業に活かせる研修にしていきたいと考えております。

なお、学校における消費者教育の推進に関しましては、今回指標とはしておりませんが、研修に加えて、主に家庭科教員を対象として、新たに消費者教育に関するメールマガジンによる情報提供も開始する予定でございます。メールマガジンの内容につきましては、契約やクーリングオフなど、授業で取り扱っていただきたい基本的な事項についてだったり、最新のトラブル事例や、授業で活用できる教材の紹介といった実践的な内容を予定しております。

引き続き、施策の展開の方向について御説明いたしますが、第2次計画で新たに追加した

部分と、6月の協議会でいただいた意見を取り入れた部分を中心に御説明いたします。資料1－3に前回いただいた意見の一覧と、その反映状況を記載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

32 ページを御覧ください。こちらに重点施策を記載しております。重点施策は、「エシカル消費の推進」、「デジタル分野での消費者教育の推進」の2つでございまして、前回の協議会でお示しした内容から変更はございません。

中柱1「持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成」では、現行計画に引き続き、小柱1で主にエシカルな消費行動に関わる部分、小柱2で主に消費行動以外の環境にやさしいライフスタイルに関わる部分について記載しております。

前回の協議会の後に、地球温暖化の原因のほとんどが人間の活動にあると言われており、エシカル消費を進めるに当たっては避けて通れないものであるため、基本計画の施策とSDGsの関係を整理する際には、エシカル消費が含まれる大柱1の関連目標の中に、13番目の目標である「気候変動に具体的な対策を」を追加してはどうか、と御意見をいただきました。こちらにつきましては、ページをお戻りいただき、30ページの表において、追加をしております。

34 ページ以降が、中柱2「ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進」でございまして、34ページの小柱1「学校等における消費者教育」の真ん中あたりを御覧いただきたいと思います。先ほど指標の部分で御説明させていただきましたが、学校における消費者教育を推進するため、教員を対象に研修や情報提供に力を入れていくことを記載しております。

38 ページを御覧いただきたいと思います。前回の協議会で、法律に合わせて、「金融教育」とこれまで記載していた部分を「金融経済教育」と記載した方が良いのではないか、という御意見をいただいたため、現行計画で「金融教育」と記載していた部分につきましては、「金融経済教育」という形で記載を修正しております。

なお、県といたしましては、金融経済教育を推進していくに当たり、投資に偏重した教育にならないように留意することも記載をしております。

中柱4「社会の変化に応じた消費者教育」は、今回の計画で新たに追加した中柱でございます。

小柱1「デジタル分野における消費者教育」では、デジタル化が進展する中での消費者教育と、高齢者等のデジタル化に十分に対応できない方に対する消費者教育について記載しております。小柱1の中の「ア デジタル化の進展と消費者教育」の部分では、ターゲティング広告や生成AIといった技術、また、被害に遭わないためのクリティカル・シンキングについて書いた方が良いという御意見をいただきましたので、記載をしております。

また、「イ 高齢者等に対するデジタル分野の消費者教育」につきましては、令和6年度から開講しているシニア向けデジタル活用出前講座の実施等について記載をしております。

小柱2は、「災害時等の消費行動における消費者教育」でございまして、こちらの柱のタイ

トルは、前回の協議会で骨子案をお示しした際は、「災害時の消費行動における消費者教育」というタイトルでございましたが、協議会におきまして、災害だけではなく、感染症の拡大や世界情勢の変化、気候変動といったものも広く捉えて「災害時等」という表現の方が良いのではないか、という御意見をいただき、柱のタイトルを変更しております。こちらの柱では、前半では災害時等においても合理的な消費行動を取ること、後半では災害等に便乗した悪質商法の被害防止について、いずれも県民の皆様に啓発を行っていくことを記載しております。

小柱3は、「カスタマーハラスメントと消費者教育」でございます。カスタマーハラスメントが社会問題化する中で、本県でも静岡県カスタマーハラスメント防止条例を制定予定でございます。一方、消費者が事業者意見に伝えることは、消費者の正当な権利であることから、消費者の権利と責任の正しい知識等について、啓発を行っていくことを記載しております。なお、カスタマーハラスメント防止条例は今後制定・公布されることになっているため、条例番号は、脚注の部分、空欄としていますが、計画公開の際には入ってくる予定でございます。

57 ページを御覧いただきたいと思います。大柱4については、基本的に大柱1から3の内容をまとめたものとなっているため、詳しい説明は省略いたしますが、消費者教育・啓発の分野における市町や多様な主体との連携について、中柱2で記載をしています。

以上で消費者教育に関する部分については一通り御説明いたしました。前回の協議会において、教育以外の部分で御意見をいただいたため、そちらの部分について説明いたします。

資料1－3の6番を御覧いただきたいと思います。消費生活相談員の待遇や環境について、高度化・複雑化する相談に対応できるよう、消費生活相談員向けの研修を実施する旨と、県民生活センターへの指定消費生活相談員の設置や処遇改善についての検討する旨を記載しております。教育の協議会でいただいた意見への対応につきましては、今までの説明とこちらの6番になりまして、94 ページから 96 ページの資料1－4は、8月6日に開催した消費生活審議会でもいただいた御意見でございまして、こちらにも計画案にいずれも反映しているところでございます。

97 ページの資料1－5 その他の意見一覧は、東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会や、市町への意見照会で出た御意見でございまして、こちらについても計画案に反映しております。

最後に、資料1－6は今後のスケジュールをお示しした資料でございます。本日、皆様にいただいた御意見を反映させた上で、11月7日に再び消費生活審議会でも審議いただき、12月に県議会常任委員会へ報告いたします。その後、パブリックコメントを実施し、最終的には2月に県の計画推進本部である「消費者行政推進本部会議」を経た上で、計画を確定していく予定でございます。計画の公表は、3月下旬を見込んでおります。

審議会等での審議やパブリックコメントの過程で、本日お示しした計画案を変更する場

合があるため、その点はお含みおきいただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、構成員の皆様から御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

本日は議題がこれ 1 個しかありませんので、時間を使ってと思っておりますが、他方で 11 時 30 分までで終わることになっていきますので、時間は 1 人 3 分以内でお願いできればと考えております。

私の方から 1、2 点、誤字があったので、確認させていただきます。資料 1－2 の 26 ページ以降ですね。災害時等の消費行動への対応というところで、ちょうど今、牧之原市の方では非常にホットかと思いますが、下の方に義援金詐欺が「第 3 者の善意」とありますが、第三者の三は、数字は漢数字だと思います。ここは直していただいた方が良かなということがありました。

あと意見になってしまいますが、ついでに言ってしまうと、先ほどのカスタマーハラスメントのところ、40 ページの③のところ、5 行目の「事業活動に支障を生じさせ、静岡県の持続的な発展に悪影響を及ぼす」という文言がありますが、静岡県というの意味がよく分からなかったのも、これも表現を変えてもらった方が良いかと思うんですけども、確かに条例があるからあれなんでしょうけれども、これも全般的な話、県だけの問題ではないと思いますので、この辺の表現を少し考えていただければと思いました。

私からは以上です。それでは、順番に御意見ということで、まず私の隣の星野先生、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(常葉大学 星野先生)

星野です。よろしくお願いいたします。

先ほど説明があった 38 ページの第 3 章の中柱 4 「社会の変化に応じた消費者教育」の小柱 1 「デジタル分野における消費者教育」に記された「ア デジタル化の進展と消費者教育」では、今の時代に必要なことが要領よくまとめられていると思います。そこに、可能であればターゲティング広告に並列してステルスマーケティングという語を一つ追加していただけたらと考えました。

つい先日、政治に関わるニュース報道において、ステルスマーケティングを略したステマという言葉が多く使われ話題となり注目されました。ターゲティング広告については、皆さんの多くがスマートフォン等を使っていて自分が検索したものが広告の形で頻繁に出てくるので必然的に理解できていたと思いますが、ステルスマーケティングについてよく分かっているという人は少なかったのではないのでしょうか。私もステマは広告と分からないよ

うに出す情報という程度の認識でした。今回の報道を機にステマという言葉が注目されたことを受け、きちんと調べたところ、ロコミや記事のように見せかけて実際は商品やサービスの宣伝をするなど、情報操作によって消費者を欺き翻弄する行為であることが分かりました。消費者が知っておくべき言葉であることから、ターゲティング広告と一緒に文中に加えていただいても良いのではないかと思います。

ターゲティング広告という語についても、いまだによく知らないという若者や、聞いたことがないという中高年の方が結構います。計画策定案を見ると、ターゲティング広告については文中に説明が入っていてとても配慮されていると思いました。ステルスマーケティングについても、説明付きで言葉を入れていただければ幸いです。

最後に、世代や状況に応じて適切な記載がされており、全体を通じて簡潔かつ明解な記載が多いことから、県の担当の方々が言葉を精査していることが分かり、感服しております。以上です。ありがとうございました。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございます。今のステマのところは、あっても良いかと思います。ステマより認知度が高くないダークパターンの話が出ておりますので、その辺は少し入れた方が良いかなと思いました。その辺も御対応お願いします。

続きまして、順番でいくと小林顧問、お願いいたします。

(消費者団体連盟 小林顧問)

小林でございます。ありがとうございます。

30 ページの「自ら学び自立し行動する消費者の育成」のところに、「13 気候変動に具体的な対策を」という項目を入れていただき、ありがとうございました。

それと全体的に大変分かりやすくなっていて良いと思っております。以上でございます。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。

順番にいきますと、今回初めて御出席ですが、清水さんお願いいたします。

(生活協同組合連合会 清水常務理事)

静岡県生協連の清水です。

まず、37 ページの「④消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携」というところで、生活協同組合という言葉も入れていただいて、これからも今まで以上に、連携して、消費者教育に力を入れていけたらと思っております。下の方に事業者団体に対して出前講座を実施しますというふうに書かれていますが、こちらもお出前講座などでお話を聞く機会もとても貴重だと思いますが、やはり自分たちが普段暮らしの中で、そういう消費行動とかを

考えたときに、なかなか自分から興味を持って、講座に参加するような人は、逆に心配がないような気がしています。やはり興味がない人にこそ聞いてほしい話がたくさんあるというふうに思っていますので、生協をはじめとして、いろいろな団体が主催するイベント等ですとか、そういうところに一緒に消費者教育の充実となるような、一緒にできることを盛り込んで活動していけたら良いのではないかというふうに思っています。

もう一つ、33 ページの「ウ 学校における消費者教育」とありますが、学校における消費者教育は、消費者教育自体がとても幅広いので、SDGs に絡めて持続可能なところからの観点での消費者教育ということと、自身が消費者トラブルに巻き込まれないためなのということと、大きく考えると2つくらい観点があると思いますが、一応次の計画のところでは、出前講座もやるが、教員向けの研修を充実されると伺ったので、例えば高校だと探究の授業があったりするので、探究の授業等で継続的に高校生などが自分たちで学ぶということに力を入れて、1 回限りの出前講座で終わることがなく、継続して自ら取り組むということに力を入れて進めていくためにも、教員向けの研修を通じて、ぜひテーマで取り上げてくださとか、資料の提供もできますよとか、そういうことを広くお伝えできればいいなと思っています。以上です。

(弁護士会 靄岡座長)

ありがとうございました。すみません。手順では、名簿どおり回すということでしたが、小楠さんを抜いてしまいました。先生お待たせしまして申し訳ありません。

(司法書士 小楠先生)

小楠です。前回の会議等で私が申し上げたものを取り込んでいただいて、まずありがとうございます。

それから、星野先生が御指摘されたように、とても良い内容の計画になっていると思います。本当に作っていただいた県民生活課の皆さん、大変だったと思います。ありがとうございます。

私からは、大まかに言うと三つ、意見を申し上げますが、内容に直接関わるかどうかは今未知数ですので、意見として聞いていただけたらと思います。

まず、この計画自体が、量がすごく多いので、全部細かいところまで読み込んでいるかというところ少し自信はないのですが、そうでありながらも拝見した感想として、これ自体がとても良い教育的な価値のある内容物になっているのではないかと考えています。過去の会議でも少し発言をしたかもしれませんが、県民生活課の皆さんにさらにお仕事をさせてしまうのが心苦しいですが、ぜひこの内容のダイジェスト版みたいなもの、文言の使い方等を配慮したようなもの、あるいはショート動画のようなものを作っていただいて、小学校、中学校から成年の皆さんまで幅広く、静岡県、私たちが暮らしている県の消費者基本計画はこういうものだよというのを、分量が多いと読んだり見る方が疲れますので、コンパクトにまと

めた、平易な表現を採用したようなものを併せて作っていただけると、学校なんかでも上手く活用ができるんじゃないかと思っていますし、これをこういう会議とか、消費者行政に深く関わる皆さんだけのものにするのはもったいないと思いますので、広く県民の皆さんに知っていただくような手立てを併せて講じていただけたらというのが一つです。

それから二つ目は、消費者教育に何らか良い影響があるんじゃないかと思うものとして、ナッジというのが、だんだん日本国内でも例えば環境省ですとか、都道府県や基礎自治体のレベルでも、行政、政策に利用できないかということで、あるいは実践が試みられていると思います。ここでやるのが良いのか、もっと広いものですので、そのチームを別途作るのが良いのか分かりませんが、ナッジという、人をそっと自然に導くみたいなそういうものを、ここにも採用できるような、そういう研究等をやってみるというのも一つの考え方じゃないかと思い、ここには書いていないことでしたが意見として申し上げます。

それから最後、これだけの基本計画を、県民生活課の皆さんが中心になって、もちろんいろいろなところで協力はして、一つでも実現していくわけですが、県民生活課の皆さんがバタバタと倒れていってしまうようでは本当に心苦しいし、申し訳ないしというふうに思いますので、どこかの席でも申し上げましたが、次の基本計画に向けてという意味で、やはり、人的にも予算の面でも限られていますので、シェイプアップするというのも一つの考え方のかなと思っていますので、そんなことも、先ほどのナッジの研究共々、お考えいただくとよろしいのではないかと思います。私からは以上、三つ意見です。

(弁護士会 鶴岡座長)

小楠先生、御意見ありがとうございました。なるべく反映できるようにはしたいと思っていますが、なかなか難しいところもあるかと思いますので、適宜反映いただければと思います。

続きまして、名簿の順にいきますと、労福協の福田専務理事様、お願いいたします。

(労働者福祉協議会 福田専務理事)

静岡県労福協の福田です。御説明ありがとうございました。

御説明には含まれていなかった点となりますが、感想を申し上げます。

まず、資料1-1の基本計画案 大柱2に記載されている4点目、「勤労世代の消費生活相談の機会確保のための相談窓口の周知を実施」についてですが、前回までの案には含まれていなかった項目であり、労働者側として改めて感謝申し上げます。労働側団体としても、協力できることがあれば、ぜひ積極的に協力させていただきたいと考えております。

また、もう一点資料33 ページ下部の「エ 食品ロス削減の取組」について、「第4次静岡県循環型社会形成計画」においても削減推進が掲げられており、実際に取組が進められているものと認識しております。くらし・環境部内でも、担当が異なる廃棄物リサイクル課が所管していると理解しておりますが、県民生活課におかれましては情報発信を担われるとの

ことですので、ぜひ両課で連携を図っていただき、広く県民の皆様に周知していただければと存じます。

（弁護士会 鷹岡座長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして名簿順にいきますと、青年会議所の大川会長様、初めてでなかなか難しいかもしれませんが、御意見等を頂戴できればと思います。

（日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会 大川会長）

ありがとうございます。こちらの協議会が大柱1の部分に係る協議会というふうに説明いただいていますので、そちらに関して御意見をさせていただければと思います。

まず、38ページの先ほど来ありましたデジタルのところ、「近年」と入っていますが、よくありますけれども、正直、近年でもないと思います。実際問題として、近年発達してきているわけでもないの、その辺の文言というのを実態に合わせて変えられた方が良いのではないかと思います。

出前講座の部分は、大柱1の中心になると思いますが、この出前講座、今回数目標と書かれておりますけれども、そここの出前講座をやること自体の目的の因果関係が、それは回数で担保されるものではないと思います。被害を軽減するとか、あるいはリテラシーを向上させていくという部分におきまして、その内容的なものを時代に合わせて変えていかなければいけないと思います。その辺の担保というのをどういうふうにしていくのかというところが分かって良いのではないかと思います。私からの意見です。

（弁護士会 鷹岡座長）

ありがとうございました。今の回数よりもその効果とか内容というのは、従前から言われているところですが、これもまた引き続きどういう形かで反映できるようにしていければと考えています。ありがとうございました。

続きまして金融広報委員会の安田様お願いいたします。

（静岡県金融広報委員会 安田事務局長）

静岡県金融広報委員会の安田です。資料の方も拝見しまして、非常に本当によくまとまっている資料だなというふうに思いました。そういう中で、今回というか、今後検討していったら良いのかなと思うことをいくつかということですが、1つ、資料の29ページにある成果指標で、人口10万人当たりの消費者被害件数、これを低減されていきますと、多分こういうことだろうとは思っていますが、その下の文章のところにも書いてあるとおりなんですけれども、被害件数には表に出てきているものと表に出てきていないものがあって、実は表に出てきていない方が問題なんじゃないかということもあるので、こういう目標を立て

ること自体は、何の異議もないが、下の文章にも書いてあるとおり、もう少し、例えば被害件数そのものをターゲットにするというよりは、事前の相談件数をもう少し増やしていくとか、相談してもらうようにしていくことこそ、中間目標的なもの、もしかしたら活動指標に近いのかもしれないが、そういうものも今後考えていく必要があるのかなと思っています。

そうしたときに大事なのが、先ほども少し話がありましたが、いろいろな IT 技術が世の中で進歩していますが、どうしても消費者教育とか消費者被害の防止ということになると、なんとなく御高齢の方がターゲットに入っていくということもあって、相談というもっぱら電話とか面前での対応ということが多いと思うんですが、今の 20 代、30 代くらいの方は普通にチャット等を使って照会をかけたりといったことが普通に行われているので、いきなり電話してくれとか、窓口に行ってくれという、結構それはハードルが高いのかな、という気もして、「だったらいいや」みたいになってしまうところもあると思うので、何が言いたいかというと、世の中がそう進んでいるので、当然相談を受ける側の方もそれに合わせて体制というのをやはり見直していくということをしていかないと、結局イタチごっこになってしまうのかなというところもありますので、そういうところも、今回ということではなくて、今後検討していくと良いのかなというのが、1 点目ということであります。

もう 1 つは、質問というか、どういうことをやるのかなということですが、資料の 28 ページの中で、消費者被害の防止と救済ということで、消費者の特性に配慮した支援ということで外国人への対応があるんですが、御案内のとおり静岡県、特に西部になるとと思いますが、非常に外国人が多いということで、外国人の方が実際労働力を担われていることによって、県の経済を支えられているというので、すごく外国人との共生は大事な課題だというふうに思っていますが、特にこの分野については、外国人の方の取りこぼしというか、なかなかうまく手が行き届かないみたいなことは、別にこの問題だけじゃなくていろいろありますが、そういう意味では外国人への対応としっかり入れていただいているのは、静岡県の 1 つのポイントなのかなというふうに思っているのですが、何か具体的にこういうことをやろうと思っていることがあるようであれば教えていただきたいし、これから考えていきますということであれば、しっかり考えていただくと、静岡県の特徴がすごく出るのかなというふうに思いましたので、照会と、半分意見みたいな感じで述べさせていただいたということであります。私から以上です。

（弁護士会 鷹岡座長）

ありがとうございました。事務局の方から質問に対するお答えという形で。

（県民生活課 林主任）

外国人への対応の部分ですが、今取りこぼしという言葉もありましたが、まず外国の方が相談できる窓口を知らないというのがまず一番初めのスタートとしてあると思いますので、

かめりあさん、多文化共生課でやってるそちらの方にお電話いただければ、消費生活相談窓口を紹介いただけますし、また、県民生活課の方で、多言語の消費生活相談窓口を紹介するチラシを作りまして、学校ですとか、県民生活センター等で配布をすることで、できるだけ外国人の方々にも相談する窓口があるんだよと知っていただけることをまず、小さな一歩ではありますが、まずそこから始めていっているというところです。今チラシは作っておりますので、引き続き分かりやすい内容ですとか、配り先を検討するとかしまして、より広く知っていただけるように、まずはしていきたいと考えております。以上でございます。

（弁護士会 鷹岡座長）

ありがとうございました。今の外国人の話で恐縮なんですけど、外国人の方でも、日本語がある程度できる方とかいらっしやると思いますが、特に技能実習生の方とか、全く日本語が喋れないという方とかいますよね。そうなったときに相談来られて、すぐ相談窓口で受けられるかとかそういう問題もある。その辺は今どうなっていますか。

（県民生活課 林主任）

国の方で第三者通訳の仕組みがございまして、電話で第三者間通話で通訳ができるものがあるって、県の方でそれにも参加しておりまして、一応それで、相談員の方、外国の方、あと通訳の方が三者で入って、母語を使いながらの相談はできるような仕組みはありますが、なかなかあまり使いやすいかという、ちょっと使いにくいという話は聞いております。

（弁護士会 鷹岡座長）

この前あったのですが、やはり共通の言語の人たちが、共通のコミュニティを作ってそこから出てこないというのが結構多いですよ。だから日本に何年いても、20年いても日本語が全く喋れないという方とかもいる。やはりそこにどうやって届けるのかというのが結構課題だと思うんですよ。これもまた多分他の課との連携とかもあると思うので、こういった課題も最近やはりすごく増えてきていると思いますので、その辺も少し今後の課題としていただければと思います。

続きまして家庭科教育研究部の秋岡校長様、お願いいたします。

（静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部 秋岡校長）

家庭科研究部の高根小学校の校長をしております、秋岡と申します。今日はよろしく願いします。

私の方では、エシカル消費というのが、前回の会議のときに少し引っかかったところではあったのですが、今回はたくさんその言葉が散りばめられており、エシカル消費をアピールということでやっていくということはとても良いと思います。

ただ、エシカル消費を説明するのは難しいというか、勉強して学ばばなんとなくイメージ

はつくのですが、この言葉の周知度が前回 27%ぐらいだったような気がします。これを一般化というか、どうやったら浸透してくるのかなと考えたときに、小中学生の子たちが、「エシカル消費ってこういうことなんだよね」と言えるようになってくれば、きっと浸透してくるのかなとは思いますが、それが難しいと思います。環境に配慮した消費行動というのはイメージが付きやすいですが、人とか社会とかも含めて、そこにも配慮した消費行動とは、具体的に何かということまで落ちるまでは難しいと思っています。同時にどういうふうにしたら分かりやすいのかと考えることが大事なことになるので、そういうのが浸透してくると良いと思っていることが1つです。

それから出前講座とか、いろいろ計画していただいていてありがたいなと思いますが、前回も少しお話しましたが、どうしても時間に限りがあるので、1時間とか2時間コースというのは、学校現場ではちょっと難しいというのは、実際のところあります。そのため、短時間の動画等で、動画バンクのような、「学習動画でこんなものがありますよ」「こんなところでこういうふうに活用できますよ」みたいなものがあると、学校現場の授業者が選んで活用できるようになるかなと思いました。例えば10分から20分の内容で、静岡県ならではの地域色をアピールして身近に感じられるようにするとか、自分ごととして感じられるような内容も良いんじゃないかと思っています。

あと、例えば人材バンク的なもの、「消費者教育でこんなことできる人がこんな身近にいますよ」「私こんなことができますよ」とか「こんなことをやった活用事例がありますよ」というようなものが、割と地域では若干あるかもしれないですが、県内で身近なところで活用できると、教員が授業を作っていく、考えていく上でとても参考になるかなと思いました。

とても良い取組だなといつも読ませてもらっているので、ぜひやっていけると良いと思っています。以上です。

(弁護士会 鶴岡座長)

御意見ありがとうございました。

続きまして、教育政策課の佐野教育主幹様、お願いいたします。

(教育政策課 佐野教育主幹)

教育政策課の佐野です。私の方からは研修について少し意見を申し上げたいと思います。

31 ページの活動指標ということで、本年度も教員向け消費者教育実践講座を県民生活課と一緒に私たちの方も協力させていただきました。この研修はオンデマンドでもその後やっておりまして、先週確認したところで、もう既に70人を超える方が受講をされております。その背景として、おそらくですが、私もどんな先生たちが今年受けているかなということで見えていましたが、去年は特別支援学校の先生が多いと感じたのですが、今年は高等学校の先生も結構増えてきました。おそらくですが、去年から闇バイトで高校生が実際に海外に渡航して犯罪に加担をさせられてしまう、そういった監禁事件が、かなり高校の教員の間で

もショッキングなことが現実として起こっているということで非常に大きな話題として挙がっていましたので、それに関する事ということで、かなりの教員が視聴してるのではないかと思います、こちら活動指標なので、実際にリアルタイムでは30人の目標ということでしたが、もしかしたらこういったような形で、教員の働き方改革ということが進んでおりますので、オンデマンドの指標なども入っても良いのかなということを少し思いました。

また、それと同時に、先ほども少し指摘がありましたが、活動指標ということでは非常に難しいのかもしれないですが、何人受講したかということに加えて、今やはり研修の成果というところを考えたときに、還元意欲というものをかなり私達も重視をしています。学んだことをどう生かしていくのかということが大事なポイントになってきますので、例えば、アンケートの取り方の中でどういうふうに学校現場の中で、学校の中で、あるいは生徒たちに還元をしようという、そういう意欲がどれだけ高まったかということを取ってみたりとか、そういった、行動変容という言い方をしますけれども、そういったものをもしかしたら指標の中に考えていっても、より効果が高まるかなと思いました。以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。非常に現場からの有益な声だったと思います。こういったことも引き続き検討していければなというふうに思っていますので、事務局の方お願いいたします。

続きまして義務教育課の青木教育主査様、お願いいたします。

(義務教育課 青木教育主査)

義務教育課の青木と申します、よろしくお願いします。

私の方から、まず33ページの方に学習指導要領の方に明記されたことを踏まえ出前講座を計画してくださっていて大変ありがたいなというふうに思います。なかなか現場だと、いろいろな学習を、特に小学校等だとやっていくことになるので、1つの事にいろいろな最新の情報を取り入れたりしていくのがなかなか難しいところなので、31ページにもあるんですが、教員向けの講座なども計画されていて大変ありがたいなと思います。

35ページのウのところ、小中学校の方で今オンラインゲームとかインターネットのトラブルが大変増えているというところがすごく課題としてあるところなので、このあたりの情報モラルや情報リテラシーというところで講座の方やっていただけるようなので、大変ありがたいなと思います。申し込みは市町と連携してやっていくとは思いますが、なかなか学校の方だと、いろいろな連絡や申込みが数多く来るので、すごく簡潔に申し込みやすいようにしていただければありがたいなというふうに思います。

また、教育課程の関係上、やりたくてもなかなか日程が取るのは難しいという場合も考えられるので、そういった場合に先ほどもあったんだと思いますが、資料や動画なんかがここ

にこうありますよなんていう連絡も、併せてやっていただけると大変助かるなと思います。

（弁護士会 鷹岡座長）

ありがとうございました。来年度から教員向け消費者教育メールマガジンをやるという話、それは僕から話した方が良いか、事務局の方から話した方が良いか。

（県民生活課 林主任）

先ほど説明の中でも申し上げましたが、教員向けの研修に加えてメールマガジンを始める予定でございまして、その中で、鷹岡先生にお話しいただく、契約の知識とかクーリングオフとかの教員向けの動画に加えて、実際授業で使える教材でこういうのがありますよと紹介する内容もコンテンツとして入れていきたいと思いますので、そのような形で、教員の皆様に情報提供をしていきたいと思っております。またメールマガジンを始めた暁には、教育委員会の皆様にも教員の方々への周知に御協力をいただければと思いますので、協力してやっていければと思います。

（弁護士会 鷹岡座長）

続きまして高校教育課の片井教育主幹様、お願いいたします。

（高校教育課 片井教育主幹）

高校教育課の片井と申します。よろしくお願いします。

先ほどから話が出ております高校生向けの消費者教育出前講座ということで、今まで非常に多くの学校で活用をさせていただき、ありがとうございます。予算がなくなるということで、その話は以前から聞いていたものですから、高校の方でも対応していかなければいけないなと思っているところであります。そういったことから、教員向けの講座を実施していただけるということで、非常にありがたく思っています。ただ、なかなか対面形式の講座となると、家庭科の先生というのは、正規の採用の教員ばかりではないものですから、非常勤の方とかが多くて、そういった研修に参加できない方も多くいらっしゃると思います。そのため、オンデマンドですとか、このメールマガジンということで非常にありがたいなというところではあります。

また一方で、高校の家庭科の授業は、3年間継続して行われるものではありません。下手すると1年生のときに週2時間程度で、家庭科の授業が終わって、2年、3年には全く家庭科の授業がないということも多くあります。あと、社会科の公民科の方で公共という授業の中でも扱う部分もあるかと思うのですが、こちらの方も、1年生の段階で終わってしまう学校も多くあるものですから、2年、3年というところでも継続して、高校の中でどうやって消費者教育をやっていくかというのが我々としても課題かなというふうに思っています。

35 ページのところのアの高等学校・特別支援学校のところですが、必要に応じて公立高等学校で社会への扉などを活用した消費者教育出前講座を実施しますと書かれておりますので、まったく出前講座がないというわけではないという理解でよろしいんですかね。少しでも回数を多くやっていただけると我々としてはありがたいなと思っております。

また、社会への扉は以前は冊子で配られていたので、授業の方でも活用しやすかったり、あまり興味がなくても配ればペラペラとめくって目にする機会が多かったと思うのですが、数年前から、デジタルのものになって、高校生が果たして見る機会がどれだけあるのかなというところを危惧している部分でもありますので、高校生に対する情報の提供の仕方というのも、我々としても考えていかなければいけないかなと考えます。以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。最後のところ、私も少し気になったところで、やはりパラパラめくった方が見やすいですし、情報がすぐ入ってくるというのもあると思うので、またその辺りもちょっと工夫していただければなと思います。御意見ありがとうございました。

続きまして、特別支援教育課の加茂教育主査、お願いいたします。

(特別支援教育課 加茂教育主査)

特別支援教育課の加茂です。

まずこれまでも特別支援学校で多く活用させていただいてますので、出前授業や教員の研修等を継続いただき、さらに具体的、実践的な内容で実施していただけること、大変ありがたいなと思いました。

消費者教育のところでは、「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を挙げています。

「自ら学び」という側面では、特に障害のある子の指導においては、生活の中での具体的なケースを取り上げて学ぶことが多くあるが、対処療法的にならないように、自分自身がどのように消費に関する課題を捉えて、どのように解決していくかといったような思考の部分をしっかり育てていきたいなと強く感じました。

「自立し行動する」という側面では、私たちもそうなんですが、やはり全てを判断できて、解決できるわけではないので、どの段階でどのように、誰に相談していくか、自分をサポートしてくれるところがどこにあるのか、が分かっている、さらに自分からヘルプが出せる力も大事にしていきたいなと思いました。以上です。

(弁護士会 鷹岡座長)

最後に社会教育課の三ツ岡主事様、お願いいたします。

(社会教育課 三ツ岡主事)

社会教育課の主事の三ツ岡です。よろしくをお願いいたします。私は他の教育委員会事務局

の職員とは違って教員席ではないので、現場的な話にはできないのですが、私は社会教育課の方で、情報リテラシー教育の関係の分野の方を担当していますので、それについてお話をさせていただければと思います。

毎年社会教育課の方では、スマホルールアドバイザーという、家庭でのルール作りですとか、あとはスマホ等の情報機器の使い方について助言ができるボランティアを養成しております、今年も150名以上の方に受講をしていただきました。ただその講座の内容の中で、どうしてもデジタル分野の発展というところがめまぐるしくて、例年伝える内容が増えているというのが現状になっています。特に生成AIに関する発展が著しいと感じておりまして、私自身SNSですとかYouTubeとか、そういったものをよく利用するんですが、あたかも実在する人物が本当に宣伝しているような投資の広告動画というのも皆さんも目にしたことがあるのかなと思います。

そういったデジタル分野についてめまぐるしく年々変わっていく中で、消費者の相談員さんとかを養成されてるのかなと思うのですが、そういったところをどういうふうにかバ一しているのかというところは興味があったので教えてほしいというのが1つあります。

もう1つは要望というかお願いですが、先ほど、教員向けのメルマガというところで話があったかと思いますが、社会教育課では教員の方というか、学校で使える小中学校ネット安全安心講座という、携帯電話事業者さんですとか、あと県警の職員の方が講話をするというものがありまして、開催するかどうかは、学校の判断にはなってしまうんですが、そういったところも教員の皆様に広報できればと思いますので、もしネタがというところであれば、お声掛けいただければと思いますので、よろしくお願いします。

(弁護士会 鶴岡座長)

ありがとうございました。1点目質問のところについての回答をお願いいたします。

(県民生活課 林主任)

おっしゃったとおり、デジタルの分野は特に進歩がめまぐるしくて、相談員の皆様にもすごく苦勞いただいているところであります。やはり相談員の方々には研修を受講していただいております、国民生活センターという、消費者庁所管の独立行政法人で研修をやっていたりですとか、県の方でもスキルアップ研修という形でその分野の専門の先生をお呼びして研修をしたりしているので、なかなか相談員さんの自分の努力だけではどうにもならない部分ですので、その辺りは研修の機会を提供することで、最新の知識を身につけていただくようにしていただいているところでございます。

(弁護士会 鶴岡座長)

よろしいでしょうか。

(社会教育課 三ツ岡主事)

はい。

(弁護士会 鷹岡座長)

ありがとうございました。

一通り皆様から意見いただきました。最後に私からも1点だけお話をさせてください。先ほど来いろんな方から出ていますとおり、この基本計画、非常にによく練り込まれてよくできてるなと思います。元々静岡県は、消費者教育推進法ができてからすぐから、こういった取組を非常に熱心にやってきていて、ですから他の県からも非常に参考にされているんですよね。

消費者庁の担当者の方とお話する機会があったのですが、静岡はよくやっていて、この間のやばみちゃんの動画も非常に良く優れたのができていますというお褒めの言葉をいただいたのですが、そこに対して、さっきも出てましたとおり、お金の問題がという話をしたところで、やはり火を消さないでほしいという話が出ました。

ですので、いろいろ予算が少ない中で大変なところだと思いますが、今までどおり取組をやっていけば良いと思いますし、構成員の皆様ができることを御協力いただければというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では続きまして報告事項ということで、消団連の小林顧問様、御報告ということでお願ひいたします。

(消費者団体連盟 小林顧問)

小林でございます。よろしくお願いします。

資料の一番最後に、「プラスチックスープの海で暮らす私たち」というのを添付させていただいております。それにつきまして、御説明いたします。

プラスチックはこれまで環境や海洋生物への影響が問題視されてきました。近年は、国の内外の大学等の研究機関から人体への影響が明らかにされてきています。

マイクロプラスチックが5ミリ以下のプラスチック、それからナノプラスチックが100万分の1、粉のようなものです。

プラスチックは空気や水、食べ物や飲食容器から直に体内に取り込まれ、唾液や血液に混じって、肺や心臓、肝臓や腎臓、脳などに蓄積しています。本当に危機的な状態になってきていると思います。

そこで、体内に取り込まないためには、やはり人や社会、環境や未来のことを考えたエシカル消費が大切だと思い、替え歌等を作りまして、幼児や高齢者まで、幅広い方たちに出前講座や情報誌など、様々な機会を捉えてお願ひしています。私たちの生活の中で小さなこと、できることを一つ一つ何でもやっていかなければ、私たちの健康が脅かされる状況になっ

てきていると考えております。そのようなことで、私どもはあちこちでお願いしておりますが、ぜひ皆様におかれましても、御協力をお願いできれば大変嬉しいです。出前講座なども分かりやすく、受講者参加型で、替え歌、ミニコントなどを交えながらさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。

(弁護士会 靄岡座長)

ありがとうございました。2018 年作られた歌なんですね。頑張って引き続き普及に努めていければと思います。

では、続きまして西部県民生活センターの長葭班長様、お願いいたします。

(西部県民生活センター 長葭班長)

西部県民生活センター消費者行政班長 長葭と申します。よろしくお願いします。

報告ということで、6 月 24 日に行いました第 1 回静岡県西部地域消費者行政推進連携協議会で、どのようなことが話し合われたかということで御報告させていただきます。

西部県民生活センターからは、センターにおける消費者教育ということで説明させていただきました。基本的には県の方で高校の出前講座、こちらについて担当させていただいておりますが、県西部管内のおおむね 7 割を校数としてカバーさせていただいております。

あとは高齢者を中心とした一般的な消費者教育、それから、勤労者、特に新入社員向けについての消費者教育の講座についてやらせていただきました。

それと各市町から講座の開設状況と取組について御説明をいただきました。

昨年度から始まりましたシニア向けデジタル活用講座、こちらは令和 6 年度については 10 件程度応募がありまして、なかなか好評でしたので報告させていただきます。

協議会の中では、災害時の行動に関する啓発、それからカスタマーハラスメントに関する啓発、それからやはり外国人、県西部は外国人が多いため、そちらに向けての消費者教育や多言語対応についても必要性を御指摘いただきました。以上です。ありがとうございました。

(弁護士会 靄岡座長)

ありがとうございました。最後に事務局の方から御報告をお願いいたします。

(県民生活課 高橋主任)

事務局です。例年第 1 回の協議会で消費者出前講座の実施状況を報告させていただいていますが、今年は第 1 回が 6 月開催でできなかったため、本日、8 月末時点の実施状況を報告いたします。

今年度は、8 月末時点で、学生や高齢者、見守り者、企業等全て合わせて 119 回実施しています。昨年度は 8 月末時点で 115 回実施していたため、大体同じくらいのペースで実施で

きております。

新たにチラシを作成し高齢者施設等に配布したことにより、昨年度の高齢者・見守り者向けの講座の実施回数がこれまでに比べて増加しましたが、今年度も昨年度を少し上回るペースで実施できています。

高校生向けの講座につきましては、昨年度中に募集した際に学校からの実施希望が少なかったことにより、昨年度同時期に比べ、10回程度少なくなっていますが、今後、年度末に向け申込があつたら積極的に対応していきたいと思ひます。

続いて、エシカル消費推進事業に関して、2点御案内させていただきます。

1点目、例年開催しております、エシカルな商品の販売やワークショップを実施する「プラス・エシカルマルシェ」についてですが、今年度は12月20日(土)、21日(日)にマークイズ静岡で開催することとなりました。21日には県内事業者や有識者によるトークイベントも予定しておりますので、御都合がよろしければぜひ御参加ください。

2点目は事業者向けセミナーの実施についてです。今年度は事業者を対象に、県内企業におけるエシカル消費につながる実践事例について取り上げた啓発セミナーを実施することとしました。事業者のエシカル消費に対する理解を深めるとともに、自身の事業にエシカル消費の視点を取り入れていただくきっかけとすることを目的としております。

11月13日(木)午後1時30分から3時00分まで、静岡新聞社・静岡放送が運営するSHIZUOKA Business Compassにおいて、オンラインで開催予定です。10月下旬からSHIZUOKA Business Compassのホームページよりお申込みいただける予定ですので、こちらも御都合がよろしければ、ぜひ御参加いただけますと幸いです。事務局からは以上です。

(弁護士会 鶴岡座長)

ありがとうございました。本日の協議会の議題はここまでですので、これで終わりにしたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

(県民生活課 小澤課長代理)

鶴岡座長ありがとうございました。

最後に、県民生活課長の白鳥より一言御挨拶を申し上げます。

(県民生活課 白鳥課長)

県民生活課 白鳥です。いつもお世話になります。

本日は鶴岡座長、構成員の皆様、お忙しい中、当協議会に御出席いただきましてどうもありがとうございました。

今日いただいた意見でも、計画の中身ですと、字句修正に始まりまして、ステマを入れた方がいいよだとか、具体的な御意見をいただきまして、とても参考になりました。検討してまいりたいと思ひます。

また、教育の現場からということで、短時間の授業で使いやすいような動画があった方がいいよというお話だとか、あと何人受講したかではなくて、学んだことをどう生かすか、還元意欲とか行動変容にどう繋げるかといったような、私たちも分かっているつもりではありますが、実際に現場の声として聞くと本当だなと思うような御意見をいただきまして大変ありがたく思います。

あとは、清水委員からおっしゃっていただいた、自分から興味を持って講座に参加する人は良いが、そうではなくて、興味がないとか、参加しない人にこそ、どうやって届けるかといったことは、本当に私たちのテーマだと思いますので、また考えていきたいと思っております。

他の皆様からも本当に貴重な意見をいただいたと思っておりますので、皆様からいただいた貴重な意見を生かして、消費者教育の推進に今後も取り組んでまいりたいと思っております。皆様にもまた御協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(県民生活課 小澤課長代理)

以上で令和7年度第2回静岡県消費者教育推進県域協議会を終了します。

次回は3月の開催を予定しております。また日程の詳細が決まりましたら改めてお知らせいたします。

本日は御出席いただき誠にありがとうございました。